

# 議案第3号

## 建築基準法第51条の規定に基づく 産業廃棄物処理施設の 敷地の位置について

(議案書 P28 ~ P29)

1

### 産業廃棄物処理施設の敷地について

#### ■建築基準法第51条

都市計画区域内においては、火葬場や卸売市場、産業廃棄物の処理施設などの用途に供する建築物や工作物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではない。

特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体の長  
(宮崎県、宮崎市、都城市、日向市、延岡市)

2

# 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

【都市計画区域内における産業廃棄物処理施設】

都市の中になくてはならない重要な供給処理施設である一方、周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれのある施設



都市内での施設配置について十分な検討が必要

3

## 火葬場や卸売市場、廃棄物処理施設などの建築物

市町村が設置するものなど、公共公益性を有し、恒久的かつ広域的な処理を行う施設



都市計画決定により位置を定める

or

民間が設置、所有する産業廃棄物処理施設



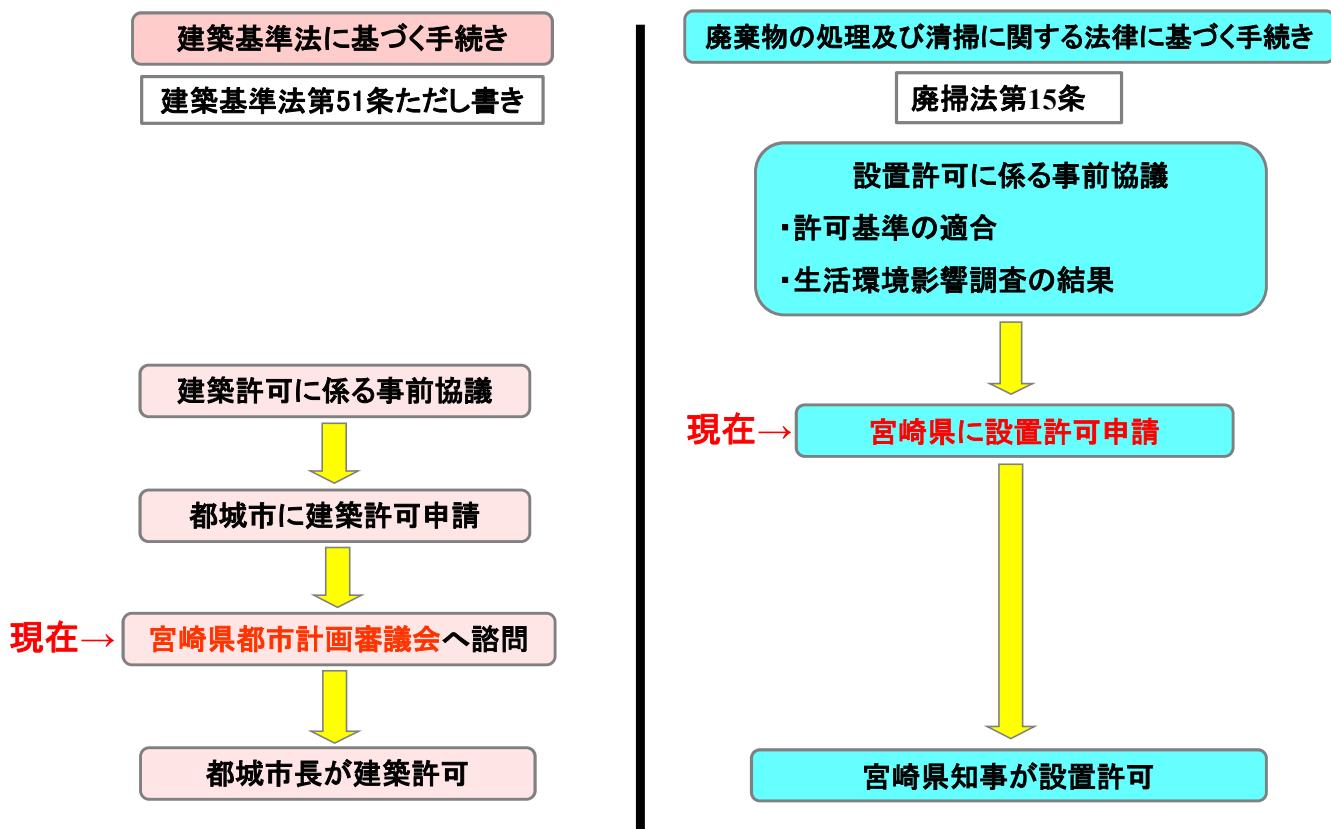
建築基準法 51条  
ただし書き



特定行政庁が  
都市計画審議会の議を  
経て、「敷地の位置」  
を都市計画上、支障ない  
と判断し、施設の建  
築を許可する

4

# 産業廃棄物処理施設の設置に関する手続き



5

## 都市計画上の支障の有無について

### **判断する際の視点**

#### 敷地周辺の

- 土地利用の状況  
用途地域、市街化の傾向、建築動向
- 都市施設の状況  
街路・公園等の整備計画、道路の整備状況
- 環境に与える影響  
騒音、振動等の影響、緑地の保全

## ■建築基準法第51条の付議の概要

建築許可権者：都城市（特定行政庁）

申請者：株式会社エコロ

申請地：都城市都北町

設置予定施設：産業廃棄物処理施設

（木くず、廃プラスチック類、がれき類の破碎施設）

※既存の産業廃棄物保管倉庫の用途を変更して設置

特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体の長  
(宮崎県、宮崎市、都城市、日向市、延岡市)

7

## ■建築基準法第51条の付議の概要

【現状】

既設：木くずの破碎処理施設

第97回 宮崎県都市計画審議会（平成14年3月29日）

↓  
建築基準法第51条ただし書き許可

↓  
施設設置

【今回】

木くずの  
破碎処理施設

【増設】

- ①処理能力が5t/日を超える
- ②工業専用地域内における施設で処理能力が100t/日を超える
- ③増設後の処理能力が前回許可時の処理能力の1.5倍を超える

廃プラスチック類の  
破碎処理施設

【新設】

- ①処理能力が5t/日を超える
- ②工業専用地域内における施設で処理能力が6t/日を超える

がれき類の  
破碎処理施設

【新設】

- ①処理能力が5t/日を超える
- ②工業専用地域内における施設で処理能力が100t/日を超える

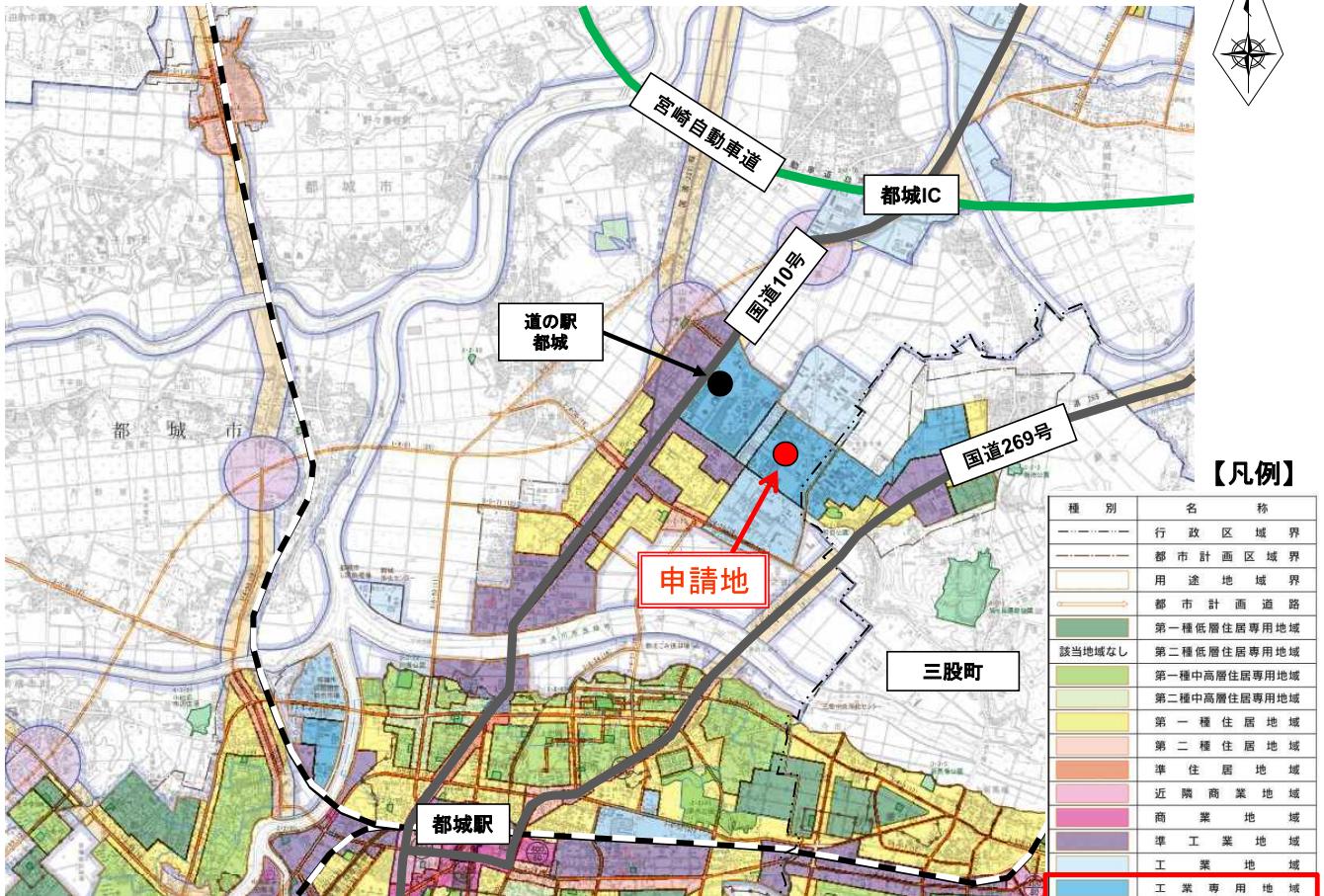
①建築基準法施行令第130条の2の2 位置の制限を受ける処理施設  
②～③建築基準法施行令第130条の2の3 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和



建築基準法第51条ただし書き許可が必要

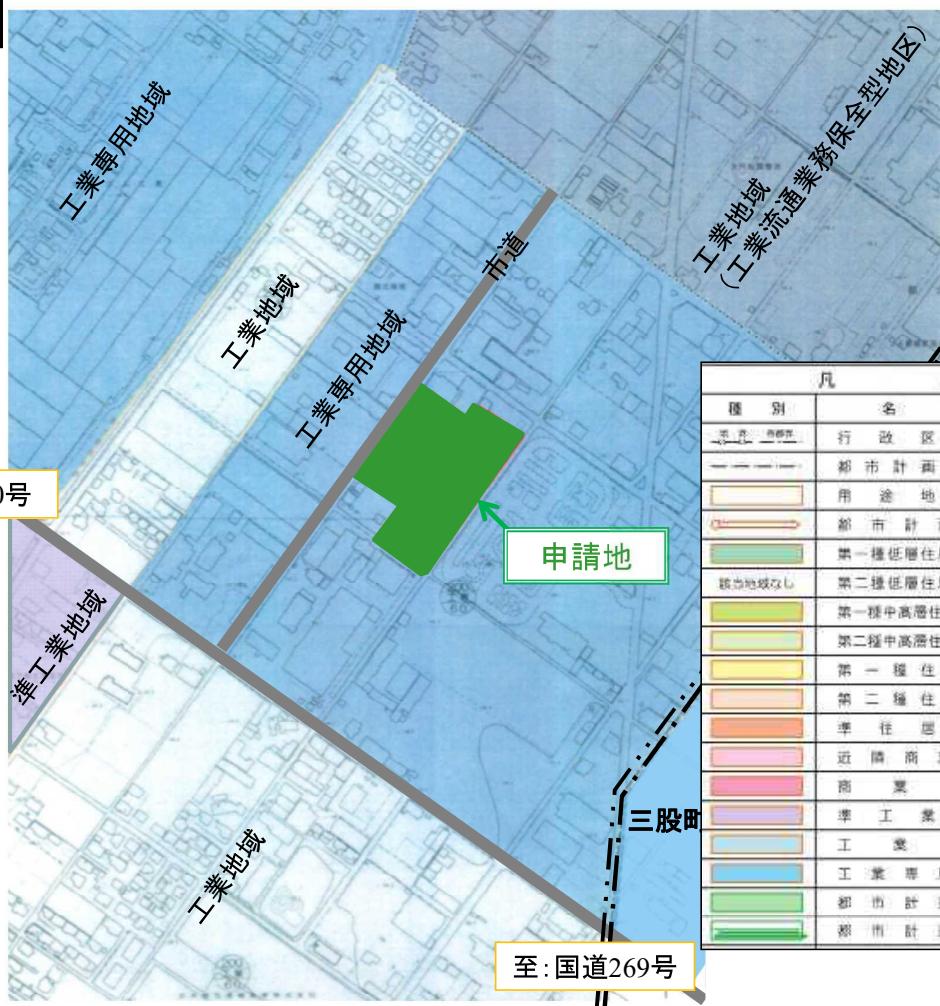
8

議案第3号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について



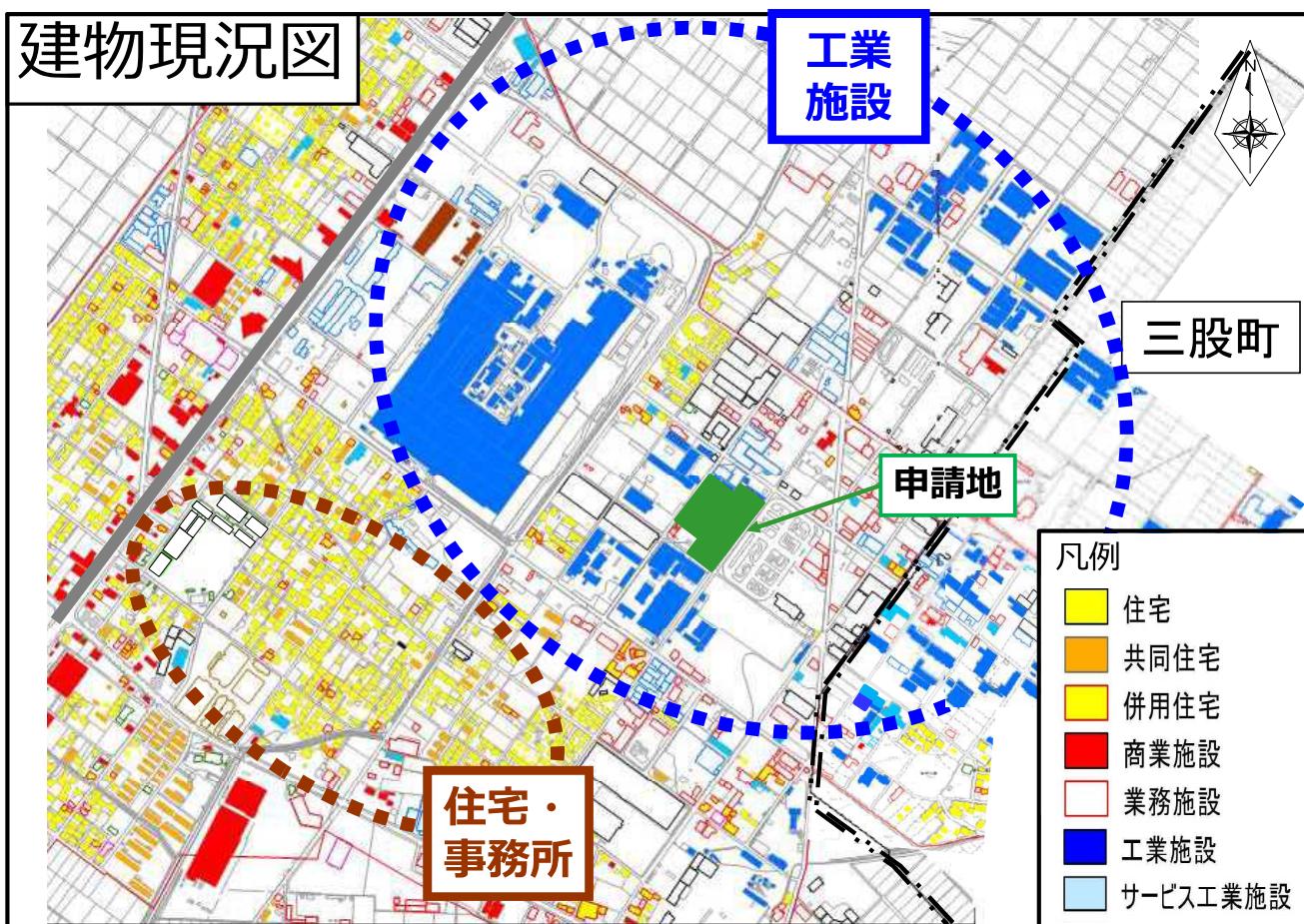
9

拡大図



10

## 建物現況図

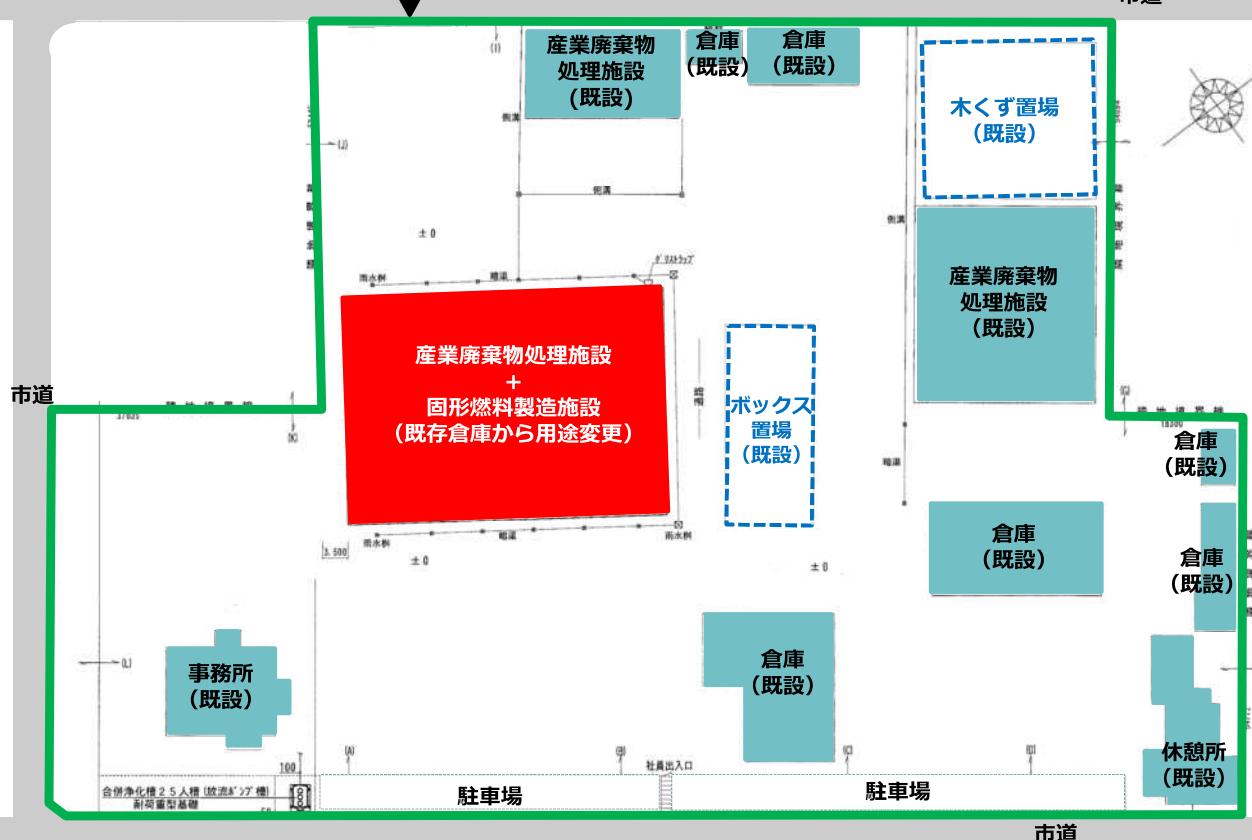


11

## 施設配置図

搬入・搬出口

市道



12

## 生活環境保全上の目標値及び予測結果 単位: dB

項目	敷地境界 (設置場所から西側 約50m地点)			直近人家 (設置場所から北西側に 約200m地点)		
	目標値	予測値	現況値	目標値	予測値	現況値
騒音	70以下 $\geq$ 69.8	69.8	69.8	60以下 $\geq$ 53.5	53.5	53.4
振動	60以下 $\geq$ 50.5	50.4	50.4	55以下 $\geq$ 39.8	39.8	39.8

騒音の目標値: 騒音規制法に基づく基準及び環境基本法に基づく環境基準を適用

振動の目標値: 振動規制法に基づき、規制基準を適用

現況値: 破碎作業が行われる時間帯に測定した値の最大値

株式会社エコロ  関係自治公民館

当該地での産業廃棄物の中間処理施設の設置における同意書締結

13

## ■当該敷地の位置について

- 都城市都市計画マスタープランに定める「工業拠点専用ゾーン」内であり、用途地域が「工業専用地域」のため、建築基準法の用途規制に適合する
- 災害危険区域等でなく、災害の被害の拡大の恐れが少ない
- 調査により、騒音、振動の予測値は目標値以下である



以上のことから、  
 当該敷地の位置は都市計画上支障ないと認められる